

## パブリックコメント意見概要及び清掃一組の考えについて

1 募集期間 令和2年10月20日（木）から11月18日（水）まで

2 意見の総数 12人・44件

3 意見概要・清掃一組の考え

| No.         | 章                        | 項目                            | 意見概要  | 清掃一組の考え  |
|-------------|--------------------------|-------------------------------|---|--|
| 1           | 全般                       | 計画全般                          | 原案に賛成である。計画原案の通りに実施して頂きたい。  | 本計画に対して評価を頂きましたので、計画の着実な実施に取り組んでいきます。  |
| 2           |                          |                               | 社会変化が激しく、5年ごとの計画見直しでは対応できない。これまでの手法で進めるのではなく、毎年見直すことや一から見直すなど、柔軟な変化が必要である。勇気をもって変えていく一歩を踏み出すべきである。  | 清掃一組では、このような社会情勢等の変化に対応していくため、5年に捉われず、適宜、本計画の見直しを行っていきます。  |
| 3           |                          |                               | 計画の改定にあたっては、地域住民の意見など十分に反映した計画にしてほしい。   | パブリックコメント等を通じて区民の御意見を頂き、計画に反映しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から今年度は開催していませんが、区民の皆様から広く御意見を頂く場として「区民との意見交換会」等を設けています。  |
| 4           | 4章                       | 本計画の取組<br>(安定稼働の確保、不適正搬入防止対策) | 23区の清掃工場の稼働日数が低下している。故障や不適正搬入による炉停止が増えているのでしっかり対策をとるべきではないのか。   | 故障や不適正搬入による炉停止を防止するため、予防保全や不適正搬入防止等、安定稼働の確保に向けた様々な取組を行っています。<br>引き続き、故障や不適正搬入の防止に取り組み、23区全体のごみ処理に影響を及ぼさないように努めます。<br>(参考：12ページ第4章「安定稼働の確保」、「不適正搬入防止対策」を参照ください。)  |
| 5           |                          | 本計画の取組<br>(不適正搬入防止対策)         | 前計画の取組状況で「不適正搬入率は、区収集は高い水準で推移し、持込みは増加傾向にあります。」とあるが、具体的に不適正搬入率の「高い水準で推移」や「増加傾向」を数字で示して欲しい。また、対策の効果がでない理由を検証すべきではないのか。<br>搬入物検査の体制を更に強化し、不適正搬入を食い止めるべきである。  | 不適正搬入率の近年の推移の記載を追記します。<br>区収集は、当該区に収集状況の改善を依頼しています。<br>持込みは、悪質な不適正搬入者に対する検査を強化し、23区と協力して指導を行うとともに、処理施設に悪影響を与えるなどの悪質な搬入を行った持込業者に対する処分等の規定を定め、継続持込の停止処分等を行っています。今後も実効性のある不適正搬入防止対策について、23区、東京都と連携していきます。   |
| 6           |                          | 本計画の取組<br>(不適正搬入防止対策)         | 不適正搬入について、清掃工場での水際対策で防ぐのは困難であるとしているが、改善策が打ち出せないのは怠慢である。罰金や罰則を設けるなど改善に誘導する厳しい対応が必要ではないか。<br>また、持込手数料も引き上げるべきではないか。   | 区収集は、当該区に収集状況の改善を依頼しています。<br>持込みは、悪質な不適正搬入者に対する検査を強化し、23区と協力して指導を行うとともに、処理施設に悪影響を与えるなどの悪質な搬入を行った持込業者に対する処分等の規定を定め、継続持込の停止処分等を行っています。今後も実効性のある不適正搬入防止対策について、23区、東京都と連携していきます。<br>なお、持込手数料は、特別区長会において了承されたルールに基づき、23区と清掃一組が検討した上、23区と清掃一組それぞれが条例改正を行い、必要に応じて改定されているものです。 |
| 7<br>～<br>8 | 本計画の取組<br>(ごみ処理技術の動向の把握) | 本計画の取組<br>(ごみ処理技術の動向の把握)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの中間処理の手法として、焼却処理ではなく、CO<sub>2</sub>を排出しない処理方法や資源化への転換が必要ではないか。</li> <li>サーマルリサイクルでは、焼却処理量が増えればCO<sub>2</sub>の排出量も増える。ごみ処理方法も焼却だけでなく、ガス化など二酸化炭素の排出量の少ない方法も検討してほしい。</li> </ul> | 23区のごみ発生量や性状及び地域特性等にあった処理方法について、今後も情報収集に努めていきます。<br>(参考：12ページ第4章「ごみ処理技術の動向の把握」を参照ください。)  |
| 9           |                          |                               | ごみ処理方法として焼却処理しか方法がないものは、どのようなものか明確に示すべきである。   | 23区のごみ発生量や性状及び地域特性等を踏まえ、生活環境の保全に適した処理方法としては、適正な分別・資源回収を行った上、焼却処理することが現実的な選択だと考えています。   |

| No.           | 章               | 項目                           | 意見概要   | 清掃一組の考え  |
|---------------|-----------------|------------------------------|--|--|
| 10            | 4章              | 本計画の取組<br>(地球温暖化防止対策への適切な対応) | 資源化出来ずに、どうしても出てしまった廃プラスチックをサーマルリサイクルとして焼却、発電しているが、本来の自然エネルギーとは違うと思う。発電に貢献しているとはいえ、焼却は地球温暖化に加担していることを考えて、最小限にする努力をしてほしい。  | 焼却は、適正な分別・資源回収した上で行うものと考えています。<br>清掃一組としても23区・東京都と連携し、廃プラスチックの削減に協力していきます。   |
| 11            |                 | 本計画の取組<br>(災害対策の強化)          | 清掃工場の強靱化の取組において、外部からのインフラが途絶えた場合にも清掃工場が自立稼働できると良い。   | 清掃工場の建替えにあたっては、大地震発生後の迅速な再稼働を可能とする非常用発電装置を設置します。<br>(参考：15ページ第4章「災害対策の強化」を参照ください。)   |
| 12            |                 |                              | 延命化工事となる工場は大規模な自然災害に対応できるのか。<br>他の地域の清掃工場も同時に処理できなくなることが心配であり、早期に強固な清掃工場に建て替えて、地域のごみを処理できるようにしてほしい。  | 延命化工事となる清掃工場も、震災発生等の有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業継続や搬入体制の確保に努めていきます。<br>清掃工場の建替えにあたっては、工場建物の耐震性を確保します。また、地盤改良及び浸水対策等について立地条件を踏まえた計画とするとともに、大地震発生後の迅速な再稼働を可能とする非常用発電装置を設置します。<br>(参考：15ページ第4章「災害対策の強化」を参照ください。)      |
| 13            | 5章              | ごみ量予測                        | 新型コロナウイルス感染症によりごみ量が減少している。計画の改定を延期し、ごみ量予測も見直す必要があるのではないか。  | 新型コロナウイルス感染症の影響等については、その影響によるごみ量実績、市況の変化や今後の人口の推移などを注視し、今後、5年に捉われず、適宜、本計画の見直しを行っていきます。   |
| 14            | 5章<br>6章        | ごみ量予測<br>施設整備計画              | 人口が減少傾向であるとともに、新型コロナウイルス感染症により東京から出ていく区民や事業者が増えているので、今後ごみ量が減少すると考えられる。現状よりも焼却能力を縮小する施設整備計画にすべきである。   | 平成初頭より集中的に建設された多くの清掃工場が今後耐用年数を迎え、建替時期が重複することから、ごみの全量焼却に必要な焼却能力を確保することが困難となります。そのため、建替時期の分散化と全体の焼却能力を増加する対策が必要になります。<br>なお、新型コロナウイルス感染症の影響等については、その影響によるごみ量実績、市況の変化や今後の人口の推移などを注視し、今後、5年に捉われず、適宜、本計画の見直しを行っていきます。 |
| 15            | 5章<br>VII       | ごみ量予測<br>ごみ減量の可能性            | 清掃一組の事業目的を廃棄物処理法に則る中間処理だけでなく、持続可能な循環型社会の諸法令の目的に従うべきである。<br>脱焼却、脱埋立て、脱塩素が基本ではないか。<br>具体的には紙ごみ、特に事業系の紙ごみ資源化に向け、各区に指導すべきである。また、他自治体の参考に、生ごみの地域での資源化のために機材の設置をすべきではないか。  | 清掃一組は、ごみ減量に向け、23区と連携し、23区のごみの資源化の施策に協力していきます。  |
| 16            |                 |                              | 東京都の「プラスチック削減プログラム」で、2030年までに廃プラスチックの焼却を40%削減としているが、本計画には反映されているようには見えない。整合性をとるべきではないか。  | 清掃一組では、発生するごみを確実に処理しなければならないことから、各区のごみ減量施策の結果が反映された実績等を基にごみ量を予測し、施設整備計画に反映していきます。  |
| 17<br>～<br>21 | 5章<br>6章<br>VII | ごみ量予測<br>施設整備計画<br>ごみ減量の可能性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が掲げる廃プラスチック削減等の計画にあわせて、清掃一組が23区に数値目標を示し、清掃工場での焼却量削減と廃プラスチック削減につなげる計画にすべきである。</li> <li>全ての区が、「プラスチック製容器包装の資源化や製品プラスチックの一括回収・資源化、家庭ごみの有料化等」を実施すれば、ごみは減量されるはずである。ごみ減量を先送りして施設の整備ばかりを重視するのは、循環型社会形成施策の廃棄物処理に逆行するのではないか。23区と清掃一組が一体となって、ごみ減量施策で確実なごみ減量を実施し、その上で、焼却ごみ量を予測して焼却余力の算出をすべきではないか。</li> <li>国や東京都の動向、新型コロナウイルス感染症による社会変革により、プラスチックの削減が進むと思われるので、清掃工場の規模の縮小への転換が必要ではないか。</li> <li>今回の計画では規模の大きい新江東工場や港工場が延命化になっているが、いずれ建替えをする際は施設整備計画が破綻するのではないか。破綻させないためにごみ減量を重要な施策と位置付けるべきである。</li> <li>施設整備計画で工場の規模を拡大するのではなく、縮小し、区民にごみ減量の努力を促すべきである。</li> </ul> | <p>清掃一組では、発生するごみを確実に処理しなければならないことから、各区のごみ減量施策の結果が反映された実績等を基にごみ量を予測し、施設整備計画に反映していきます。</p> <p>なお、ごみ減量については、23区・東京都と連携し、23区・東京都のごみ減量施策に協力していきます。</p>  |

| No.           | 章  | 項目     | 意見概要   | 清掃一組の考え   |
|---------------|----|--------|--|---|
| 22            | 6章 | 施設整備計画 | 工場の建替えにより焼却能力が減少する分を補うため、規模拡大する計画は理解できる。   | 本計画に対して評価を頂きましたので、今後、多くの清掃工場が耐用年数を迎え、建替時期が重複し、焼却能力が減少することから、適切な焼却能力を確保できるよう計画しています。   |
| 23            |    |        | 23区のほか、他自治体の災害廃棄物もある程度受け入れられる様な施設整備計画を策定してほしい。   | 他自治体の災害廃棄物については、23区・東京都等と調整の上、清掃一組の処理能力等に応じて受け入れています。   |
| 24            |    |        | 施設整備計画は、前提条件となる停止日数等だけでなく、各工場の現況を細かく反映した計画にするべきではないのか。   | 清掃工場の平均稼働年数は年々増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想しています。設備の老朽化により施設整備計画に影響を及ぼすことが懸念されていることから、引き続き各清掃工場の現況を注視し、施設整備計画を検討していきます。   |
| 25            |    |        | 原案では「延命化を実施する清掃工場については40年程度を目標」となっているが、他自治体での延命化工事の実績などがあるのか、具体的に示してほしい。   | 政令指定都市20市を対象に調査したところ、8都市の9工場において、耐用年数を伸ばすことを目的とした工事を実施し、いずれも稼働目標を40年程度としていました。  |
| 26            |    |        | 複数炉化を行うと必要となる敷地面積、建設費や維持管理が増大すると考えられるが、比較検討した資料を計画に記載してほしい。  | 建て替える工場の複数炉化については、今後、具体的な検討を進めていきます。  |
| 27            |    |        | 炉は複数炉としても規模は最小限にしてほしい。大きいものを作れば、燃焼するごみ減量の努力が徐々になくなるが、最小限の焼却能力であれば、ごみ減量の努力も続くと思う。<br>また、更にごみ減量が進めば複数炉を順に休炉にすることもできるし、炉のメンテナンスが丁寧に行えるのではないのか。  | 効率的で安定した全量処理体制の確保のため、適切な焼却能力を確保した施設整備計画を検討しています。  |
| 28<br>～<br>29 |    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>大田清掃工場第一工場の再稼働により、将来、ごみが減少したら清掃工場の稼働率が低下するのではないのか。</li> <li>施設整備計画において、墨田清掃工場の規模縮小は評価できるが、世田谷清掃工場での規模拡大は23区全体のごみ量を考えても多すぎるのではないのか。</li> </ul> | <p>平成初頭より集中的に建設された多くの清掃工場が今後耐用年数を迎え、建替時期が重複することから、このままでは、ごみの全量焼却に必要な焼却能力を確保することが困難となります。</p> <p>更に、近年、23区でも大型台風による水害が発生するなど災害時の対応が求められているほか、近隣工場の計画外停止に対するリスク分散が必要となっています。</p> <p>(参考：20ページ「ウ リスク分散」、57ページ 「7 施設規模の拡大」を参照ください。)</p> <p>施設整備計画は、このことを踏まえた上、ごみ量実績等を基にごみ量を予測し、適切な焼却能力を確保するように策定しています。</p>  |
| 30            |    |        | 世田谷工場を300トンから600トンに施設規模を拡大する計画だが、世田谷区には施設規模600トンの千歳工場があり、区内に1200トンの能力を持つことになる。世田谷区民は、将来にわたって過大な焼却炉を背負い、大気汚染の被害を受け続けることになるので世田谷工場の建替えは、現状と同じ300トンの炉にすべきである。                           | <p>平成初頭より集中的に建設された多くの清掃工場が今後耐用年数を迎え、建替時期が重複することから、このままでは、ごみの全量焼却に必要な焼却能力を確保することが困難となります。</p> <p>更に、近年、23区でも大型台風による水害が発生するなど災害時の対応が求められているほか、近隣工場の計画外停止に対するリスク分散が必要になっています。</p> <p>このことから、23区のごみの安定的な全量処理体制を確保するため、世田谷清掃工場の施設規模の拡大が必要であると考えています。</p> <p>(参考：20ページ「ウ リスク分散」、57ページ 「7 施設規模の拡大」を参照ください。)</p> <p>なお、清掃工場から排出される排ガスや排水については、周辺環境や人体への影響を考慮した法令等で定める基準や更に厳しい自己規制値等に基づき管理していますので、周辺地域に健康被害を生じることはありません。</p> |
| 31            |    |        | 「清掃一組では、このような社会情勢等の変化に対応していくため、5年に捉われず、適宜、本計画の見直しを行っていきます。」と記載しているが、施設整備計画がそう簡単に見直せるのか疑問である。   | <p>施設整備計画は、ごみの全量焼却に必要な焼却能力を確保するため、ごみ量実績等を基にごみ量を予測し、適切な焼却能力を確保するように策定しています。</p> <p>社会情勢等の変化によるごみ量実績、市況の変化や今後の人口の推移などを注視し、今後、5年に捉われず、適宜、本計画の見直しを行っていきます。</p>  |

| No.           | 章         | 項目                    | 意見概要  | 清掃一組の考え  |
|---------------|-----------|-----------------------|---|--|
| 32            | 7章        | 最終処分場の延命化             | 灰の資源化が進んでいるが、灰を中防灰溶融施設まで運搬して飛灰の固化や灰の積替えを行うことは、環境面でもコスト面でも負担が大きいのではないか。  | 飛灰固化設備及び船舶輸送用コンテナの積込設備の無い清掃工場が複数あるほか、焼却灰を安定的に輸送するために、中防灰溶融施設において飛灰固化及び灰の積替えを行なっています。<br>今後も、安全で安定的な処理を行うとともに、効率的な運営に努めていきます。 |
| 33            |           |                       | 最終処分場の延命化のため、最終処分量の削減には賛成である。   | 本計画に対して評価を頂きましたので、23区内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であると認識しています。今後も最終処分場の延命化に取り組んでいきます。  |
| 34            |           |                       | 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場への廃棄物の埋立計画量のうち、一般廃棄物が占める割合は少ない。<br>埋立量の搬入割合の調整に23区も清掃一組も協議に加わるべきである。また、将来の埋立地の土地活用のため、東京都も建設残土などを多く受け入れるのではなく、廃棄物の最終処分場としての役割を最優先させた埋立計画や施策を望む。   | 最終処分場の管理については、東京都の事業であることから、御意見は東京都にお伝えします。  |
| 35            |           |                       | 灰の資源化において、民間施設で生成されたセメントやスラグの利用状況をしっかり把握すべきである。   | 清掃一組が焼却灰の排出者であることから利用状況等の把握に努めています。  |
| 36<br>～<br>38 | 7章<br>VII | 最終処分場の延命化<br>ごみ減量の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃一組から23区に、ごみの分別や資源化に取り組む意欲を高める情報提供や提案を行い、焼却量と最終処分量を削減することが重要である。</li> <li>・清掃一組が取り組む灰の資源化事業は、輸送も含めて大量のエネルギーやコストがかかり、CO<sub>2</sub>や有害物質を排出している。環境保全とは異なる取組であることから、23区にごみ減量を促す取組に方向転換すべきである。</li> <li>・ごみ量や最終処分量の削減のため、区毎の削減目標を設定し、超過した場合にペナルティを設定するなど、ごみ減量に取り組むような制度が必要ではないか。</li> </ul> | 23区内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であると認識しています。<br>清掃一組としては、ごみ減量に向け、23区・東京都と連携し、23区・東京都のごみ減量施策に協力していきます。                              |
| 39            | -         | その他                   | 大気汚染測定、廃食用油、レジ袋削減、最近エコ・クッキング、フードドライブ等のごみ問題は、私たち生活者の意識の問題と捉え取り組んでいきたいと思う。  | 清掃一組としても、ごみ問題は区民・事業者の皆様のご協力が重要であると考えています。  |
| 40<br>～<br>41 |           |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラごみ削減としてレジ袋有料化は一つの手段としては有効と思うが、プラごみ削減は何らかの形で実現させるべきである。</li> <li>・道路の植込に捨てられている缶、ペットボトル、紙くずなど一向に減らず目に余る。なんとかならないのか。</li> </ul>   | 清掃一組は、啓発活動等で23区・東京都のこれらの事業に協力していきます。   |
| 42            |           |                       | 廃プラスチックの回収・資源化は区ごとに異なっているので、清掃一組が主導して分別回収をしてほしい。  | 清掃一組は、ごみ減量に向け、23区・東京都と連携し、23区・東京都のごみ減量施策に協力していきます。   |
| 43            |           |                       | 灰の資源化と同様、ごみの中間処理も近隣自治体や民間施設との相互協力体制を検討する必要があるのではないか。  | 御意見として伺います。ごみの処理にあたっては、清掃一組の施設を可能な限り活用し、安定的な全量処理体制を確保していきます。   |
| 44            |           |                       | 清掃工場運営協議会には、住民代表委員は地域の住民を中心としているが、ごみ問題を考えるのは区民全体なので区内の広い範囲から委員を選出することも検討してほしい。  | 清掃一組では、区民の皆様から広く御意見を頂く場として「区民との意見交換会」等を設けています。   |